

畜産関係業務に係る資金の流れ等について
(令和7年度)

令和8年9月11日公表

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）では、下記1～3の畜産関係勘定において、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉豚経営安定交付金の交付、畜産業振興事業の実施、指定乳製品等の輸入・保管・売渡し、加工原料乳生産者補給交付金等の交付、肉用子牛生産者補給交付金等の交付に係る業務を行っている。

- 1 畜産勘定においては、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉豚経営安定交付金の交付並びに畜産業振興事業を実施するための財源として、調整資金と畜産業振興資金の2つの資金を管理している。

① 調整資金

政府からの牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金を受け入れ、肉用牛肥育経営安定交付金の交付並びに畜産に係る経営安定対策を補完する対策及び緊急対策等の財源に充てた。

② 畜産業振興資金

政府からの農畜産業振興対策交付金を受け入れ、酪農に係る経営安定対策並びに畜産・酪農に係る経営安定対策を補完する対策及び緊急対策の財源に充てた。

また、生産者等からの拠出金を受け入れ、畜産・酪農に係る経営安定対策の財源の一部に充てた。

令和7年度は、畜産・酪農に係る経営安定対策及びそれを補完する対策を実施するとともに、緊急対策として、肉用子牛価格の低落への支援対策及び国産チーズの品質向上・競争力強化を図るための対策等を実施した。

- 2 補給金等勘定においては、政府からの農畜産業振興対策交付金を受け入れ、輸入に係る指定乳製品等の売買差益と併せて、酪農に係る経営安定対策である加工原料乳生産者補給交付金等の交付に係る業務の財源に充てた。

- 3 肉用子牛勘定においては、前業務対象年間（令和2～6年度）終了に伴って令和7年度に機構に返還された肉用子牛生産者積立助成金の返還金等を肉用子牛生産に係る経営安定対策である肉用子牛生産者補給交付金等の交付に係る業務の財源に充てた。

4 事業に係る返還金の処理

- (1) 令和7年度は、基金事業の見直しに係る返還等により、2.0億円が事業実施主体から機構に返還された。

主な返還金は、次のとおり。

【基金事業の見直し等に係る返還】 87 百万円

- ・ 畜産経営維持緊急支援資金融通事業（平成21年度補正）に係る返還
(87 百万円)

【リース事業等における返還】 31 百万円

- ・ 畜産特別支援資金融通事業に係る返還
(28 百万円)

- ・ 中小食肉卸売事業者資金融資円滑化緊急事業に係る返還
(3 百万円)

【セシウム関連緊急対策に係る返還】 2 百万円

【その他（財産の処分等）】 82 百万円

- (2) 事業に係る返還金については、独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第11条第3項及び第6項の規定により、畜産勘定の畜産業振興資金に繰り入れられて管理される。

ただし、中期計画に定められた返還金等、不要財産として国庫に返納するものについては、返還の翌年度までに国庫へ返納している。

畜産関係業務に係る資金の主な流れについて(令和7年度)

(単位: 億円)

